

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備
に関する補正後の接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
(平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正)

1. 総論

意見	再意見	考え方
<p>意見1 直ちに有効な設備競争を行うことができない地域については、NTT東西のダークファイバの利用が必要であるため、公正競争ルールの整備が必要。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ 当社は、設備競争を積極的に進めていく考えですが、公社時代に構築した線路敷設基盤を活用して光ファイバを敷設可能なNTT東・西と、全国で広範囲に設備競争を行うことは困難です。ただちに有効な設備競争を行うことができない地域については、NTT東・西のダークファイバを利用する必要があるため、公正競争ルールの整備が必要と考えております。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 「平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正申請」に対する弊社共意見書(平成20年5月26日付)(以下、「弊社共意見書」という。)でも述べたように、現在の光アクセスサービスは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という。)殿が70%超のシェアを確保した独占状態にあることから、光アクセスサービスにおいて公正な競争環境を確保することが不可欠であると考えます。</p> <p>KDDI株式会社(以下、「KDDI」という。)殿が述べているように、公社時代に構築した線路敷設基盤を有するNTT東西殿と同様に全国で広範囲に設備競争を行なうことは困難であり、接続事業者はNTT東西殿の加入光ファイバを利用する必要があります。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 設備競争の促進について、当社は電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境整備に最大限取り組んで参りました。その結果、他事業者が市場へ参入するハードルは更に低くなっており、現にKDDI様をはじめとして電</p>	<p>○ 情報通信審議会答申(平成20年3月27日情審通第55号。以下「答申」という。)に示したとおり、FTTH市場におけるNTT東西のサービスシェアが既に70%を超え、新規契約数も約80%を占める中で、今後のADSLからFTTHへのマイグレーションを見据えれば、設備競争に支障を与えないように配意しつつ、FTTH市場での事業者間競争の促進に軸足を置いた競争政策の展開が、利用者利便向上の観点から必要と考えられる。</p>

力系事業者やCATV事業者においては、当社の電柱を延べ338万本(H19.12末:東西計)ご利用いただき、自前の光ファイバを敷設されております。

また、当社の加入光ファイバについては、相互接続のための提供条件や手続きについて接続約款に規定し、最大限提供しており、他事業者は当社と同等の条件で利用することが可能であるため、公正競争ルールは既に十分に整備されていると考えております。

(NTT東日本)

- 設備競争の促進について、当社は電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境整備に最大限取り組んで参りました。その結果、光ファイバについては、電力会社殿がNTT東西の約2倍の電柱を保有し、電力系事業者殿が相当量の設備を保有する等、当社との熾烈な設備競争を展開されているところです。また、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前のアクセス回線を敷設し、過去6年間で契約数を1.5倍の2,875万世帯(平成19年3月末。再送信のみを含む。)に増加させています。

⇒別添1、2参照(省略)

KDDI殿によると「全国で広範囲に設備競争を行うことは困難であり、ただちに有効な設備競争を行うことができない地域については、NTT東西のダークファイバを利用する必要があるため、公正競争ルールの整備が必要」とのことですが、当社と

	<p>電力系事業者殿やCATV事業者殿との間では、以下のとおり、西日本全域で設備競争が展開されている状況に鑑みれば、KDDI殿の主張はあたらないと考えます。</p> <p>FTTH・CATVブロードバンドサービス市場で見した場合、当社のシェアは西日本マクロで47.8%(平成19年12月末)に止まり、30府県中17府県で当社シェアが50%を下回り、うち9県ではCATV事業者殿のシェアが当社シェアを上回っている。三重、富山、福井、山口のCATV事業者殿のシェアは、67%、61%、57%、52%(平成19年12月末)と、当社のシェアを遥かに凌いでいる状況。このように、ブロードバンドサービス市場では、当社と他事業者の間で多様な競争が進展している。 ⇒別添3参照(省略)</p> <p>なお、当社の光ファイバの提供条件や提供手続きについては、平成13年に接続約款に規定済であり、当社と他事業者が同等条件で利用できる環境は整っているという観点からも、更なる公正競争ルールの整備は必要ないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
<p>意見2 光アクセスサービスにおける公正な競争環境を確保するためには、NTT東西の加入光ファイバの接続料の低廉化だけでなく、NTT東西を含めたOSUの共用を前提とした分岐端末回線当たりの接続料設定の両方を実現することが必要であり、加入光ファイバの接続料の低廉化のみだけでは、光アクセスサービスにおける公正競争を確保するには不十分。</p>	<p>再意見2</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 弊社共は、従来、光アクセスサービスにおける公正な競争環境を確保するためには、東日本電信電話株</p>	<p>—</p>	<p>○ 情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成20年3月27</p>

<p>式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という)の加入光ファイバに係る接続料の低廉化だけでなく、NTT東西を含めたOSUの共用を前提とした分岐端末回線あたりの接続料設定の両方を実現することが必要と主張してきたところです。しかしながら、平成20年3月27日に情報通信審議会により答申された、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」に係る答申(以下、「NGN接続ルール答申」という)及び「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)」についてに係る答申(以下、「光ファイバ接続料答申」という)においては、加入光ファイバに係る接続料の低廉化のみを行うこととされており、弊社共は光アクセスサービスにおける公正競争を確保するには不十分な内容であると考えています。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		<p>日情審通第53号)で示したとおり、今回の接続料の更なる低廉化に加えて、競争事業者間でOSU共用に積極的に取り組むことにより、FTTHサービス提供コストを更に低廉化させることが可能であることから、その取組状況やダークファイバ芯線の利用状況など、FTTH市場における事業者間競争の進展状況を注視することが必要であり、分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料設定については、今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当である。</p>
--	--	---

2. 補正後の加入光接続料の水準について

意見3 補正後の接続料水準は、競争事業者の市場参入意欲が図れるほどの接続料水準にまで低廉化されておらず、光アクセスサービス市場の競争に寄与する接続料水準とは言い難い。	再意見3	考え方3
<p>○ 加入光ファイバの接続料水準だけをとってみても、今回NTT東西が実施した「平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正申請」(以下、「本補正申請」という。)は、本年1月に実施された当初の「平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」に係る認可申請(以下、「当初申請」という)時から約100円しか値下げされておらず、光アクセスサービス市場の競争に寄与する接</p>	<p>○ 今回の加入光ファイバ接続料の補正申請は、情報通信審議会答申(平成20年3月27日)を踏まえた総務省からの要請に基づき、当社としても一層の利用促進を期待し、他事業者ダークファイバの需要を見直して算定した結果、当初申請よりさらに低廉化した料金となっており、このことにより他事業者がFTTH市場へ参入しやすくなる環境が更に整うことになると考えております。</p>	<p>○ 答申に示したとおり、ダークファイバ需要予測の見直しは、①ADSL市場の需要拡大期における接続需要の伸び率、②今回の算定期間におけるシングルスター方式の芯線の利用状況、③設備競争の進展への配慮、の3点を総合的に勘案して行うことが必要としたところである。</p> <p>この点、今回の補正申請案は、①シェアドアクセス方式のダークファイバの提供開始以降、需要の</p>

<p>続料水準とは言い難い内容となっています。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>○ 本補正申請案は、主として需要予測を見直していますが、依然として競争事業者の市場参入意欲が図れるほどの接続料水準にまで低廉化されず、市場の期待を損ねる内容であり、FTTH市場において事業者間競争の活性化促進にならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行接続料 ¥5,074 (FTM及び加算料含む) ・補正申請後接続料 <ul style="list-style-type: none"> ⇒NTT東日本 ¥4,610 (約-9.1%) ⇒NTT西日本 ¥4,932 (約-2.7%) <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>拡大した期間を踏まえ、NTT東西ともに、平成13年第3四半期からの3年間のDSL接続需要の伸び率を適用して再予測したこと、②見直し後のシェアアクセス方式の稼働芯線数は、平成22年度時点で、シングルスター方式の稼働芯線数に近接する水準に設定されており、両者の間の競争の進展状況に差異が生じないように留意されていること、③今回の見直し水準について、電力系事業者やCATV事業者等から設備競争の進展に支障があるとの具体的な意見が示されなかったこと、にかんがみると、答申を踏まえた適切な見直しを行ったものと考えられる。</p>
<p>意見4 FTTH市場における競争の活性化を図るには、NTT東西の任意による設定ではなく、3年、5年と比較検証を行った上で、最善の方法を選択すべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)」の考え方8において、算定期間は接続料規則の上限5年以内であれば申請者の任意で設定可能とし、3年間の設定を問題ないとしています。多数の接続事業者は、低廉化を目的とした算定において3年間は効果的でないと考えています。FTTH市場における競争の活性化を図るには、NTT東西の任意による設定ではなく、3年、5年と比較検証を行ったうえで、最善の方法を選択すべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>○ 将来原価方式は予測期間を長期化するほど、乖離リスクが高まる傾向にあり、昨今の原材料価格の高騰、為替レートの変動等、先行きの経済の不透明性が高まっている中で、乖離リスクを最小限にとどめるという観点からは、できるだけ短い算定期間が望ましく、今回の算定期間の3年間は適切なものであると考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 答申では、FTTH市場における競争を促進する観点から、ダークファイバ需要予測の見直しを行うことが適当との考え方を示したところであり、今回の補正申請案は、考え方3のとおり、答申を踏まえた適切な見直しを行ったものと考えられる。</p> <p>なお、将来原価方式は、算定期間が5年以内であれば申請者が任意に設定可能であることから、今回の3年という算定期間は適当である。</p>

意見5 加入光ファイバ接続料の設定にあたっては、設備競争に与える影響についても十分留意することを要望。	再意見5	考え方5
<p>○ NTT東西が独占し設備構築が終わっているメタル回線とは異なり、設備構築事業者がNTT東西以外にも存在する光ファイバ網の接続料については、その接続料水準次第で競争環境に多大な影響を与えるものであります。</p> <p>そのため、加入光ファイバ接続料の設定にあたっては、平成20年3月27日付情報通信審議会答申にありますように、設備競争に与える影響についても十分留意いただくことを強く要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	—	(考え方1に同じ)
意見6 需要予測の見直し等による接続料設定は、今回限りの措置とし、早期に実績原価方式への移行等を実施すべき。	再意見6	考え方6
<p>○ 今回のような政策的要請に基づく需要予測の見直し等による接続料設定は、今回限りの措置とし、早期に実績原価方式への移行等を実施すべきであると考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>○ ケイ・オプティコム殿のご意見にもあるとおり、今後は可能な限り早期に実績原価方式へ移行する考えです。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	<p>○ 今回のダークファイバ需要予測の見直しは、FTTHサービスが今後我が国の基幹的なブロードバンドアクセスサービスとなることを見込まれる中で、NTT東西のシェアが既に70%を超える状況にあるなど、現在のFTTH市場を巡る競争環境等を踏まえ、競争促進を図る観点からの政策的要請に基づき行われたものである。</p> <p>このため、次期接続料の算定方法についても、その時点におけるFTTH市場を巡る競争環境や利用者に与える影響等を踏まえ、実績原価方式への移行の適否等を含めて、次期接続料算定の際に改めて判断することが適当である。</p>

3. 乖離額調整制度について

意見7 補正後の接続料水準では、現実的に公正競争が可能な環境が整っておらず、政策的要請を満たすとは言いえないため、乖離額調整制度の導入を	再意見7	考え方7
--	------	------

<p>認めるべきではない。</p> <p>○ 乖離額を事後的に調整することは、追加負担が生じるおそれのある競争事業者にとっては経営上の不安定要因となります。さらに、調整時期によっては、乖離の原因者と負担者が異なることにもなります。したがって、将来原価方式においては、事後調整は予見性及び公平性の観点からそもそも認められるべきではありません。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 光ファイバ接続料答申では、政策的な値下げへの対応に対する特例として、乖離額調整制度の導入を認めることとされていますが、本補正申請の接続料水準では、現実的に公正競争が可能な環境が整っておらず、政策的要請を満たすとはいえないため、特例措置としての乖離額調整制度の導入を認めるべきではありません。そもそも、将来原価方式は、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであること、並びに将来原価方式における乖離額調整制度は現行制度上認められていないことから、弊社共は将来原価方式に係る本来の考え方を歪めた前例をつくるべきでないと考えます。</p> <p>弊社共は本補正申請を認めるべきではないと考えているところですが、仮に本補正申請を乖離調整制度の導入を含めて認可するというのであれば、乖離額調整制度の導入を行わないこととして、当初申請における加入光ファイバ接続料水準にて認可することもやむを得ないものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 将来原価方式の接続料算定においては、乖離額調整制度は予見性及び公平性の観点から、そもそも認められるべきではありません。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 現行制度において、将来原価方式に乖離額調整制度の適用は認められていません。従って、「平成20年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する補正申請」(平成20年4月23日付、NTT東西殿実施)(以下、「本補正申請」という。)に対する特例措置であっても、現行制度の基本的な考え方に影響を及ぼしかねないことから、将来原価方式への乖離額調整制度の適用は認められるべきではありません。</p> <p>また、KDDI殿が述べている接続事業者の予見性や負担の公平性に加えて、以下の理由からも将来原価方式に乖離額調整制度を導入することは不適切であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来原価方式は、申請者自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を設定する方式であるため、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであること。 ・将来原価方式による接続料は、将来的なNTT東西殿の設備構築・運営コストのベンチマークとして機能させるべきものであり、乖離額調整制度を導入し、完全なコスト回収を保証することは、NTT東西殿による過度な投資が実施される等の非効率な事業運営を助長することになりかねないこと。 	<p>○ 答申に示したとおり、乖離額調整制度は、ダークファイバ需要予測の見直しを行う場合、予測と実績が乖離した場合の乖離額をNTT東西のみに負担させることは適当ではないことから、今回の申請に限定した特例的な措置としてその導入を認めるものである。</p> <p>今回の補正申請案は、答申を踏まえたダークファイバ需要予測の見直しを適切に行い、当該見直しに伴うリスクをNTT東西のみに負担させることは適当ではないことから、申請案どおり、乖離額調整制度の導入を特例的に認めることが適当である。</p>
---	---	--

○ 事業者間競争を促進し得るFTTHサービスの提供コストの低廉化であれば、乖離額調整制度の導入を特例的に認めるとありますが、本補正申請案はその低廉化に値するものではなく、到底認めるべきではないと考えます。算定期間について、NTT東西の任意による乖離リスクを最小限にとどめるとした3年間を採用するのであれば、乖離額調整制度を不要とするべきです。

(イー・アクセス、イー・モバイル)

さらに、先般の弊社共意見書で述べたとおり、そもそも「平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定に関する認可申請」(平成 20 年 1 月 9 日付、NTT 東西殿実施)(以下、「当初の認可申請」という。)時から約 100 円程度しか値下げされていない本補正申請の接続料水準は、事業者間の競争に寄与する水準とは言い難いため、本補正申請を認めるべきではないと考えます。仮に本補正申請を乖離額調整制度の導入を含めて認可するというのであれば、乖離額調整制度を導入せずに、当初の認可申請における加入光ファイバ接続料水準にて認可することもやむを得ないものと考えます。

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)

○ この度の補正申請の目的は、情報通信審議会答申(平成20年3月27日)にも記されたとおり、“FTTH市場における事業者間競争の促進に軸足を置いた競争政策を展開すること”であり、そのための方策として、現行制度上では認められていない将来原価方式での乖離額調整制度を特例として適用し、NTT東西殿に競争政策として有効な接続料金の算定を求めたものと理解しています。

従いまして、まずは、本補正申請の料金が、“FTTH市場における事業者間競争の促進”を実現する料金であるかどうかの峻別が行われるべきと考えますが、当社としましては、当該料金水準では事業者間競争の促進を実現するものではないと判断し、本補正申請においては、特例措置となる乖離額調整制度を認めるべきではないと考えます。

また、“FTTH市場における事業者間競争の促

	<p>進”に向けては、今後の検討範囲を光ファイバ接続料に特化させるのではなく、NTT東西殿が独占しているPSTNをFTTH(OAB～JIP電話)に移行させつつある現状、並びにそのことが要因の1つとなり、現在でも70%を有するFTTH市場のシェアを拡大させている推移を勘案しながら、競争政策の検討を継続して行うことが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p> <p>○ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方式であり、構造上、実績と予測に乖離が生じることは避けられませんが、コストを全額回収することを大原則とする実際費用方式の1つであることからすれば、当然、乖離額調整制度は認められるべきであると考えます。</p> <p>また、今回の加入光ファイバ接続料の補正申請は、情報通信審議会答申(平成20年3月27日)を踏まえた総務省からの要請に基づき、当社としても一層の利用促進を期待し、ダークファイバ需要予測を修正した上で加入光ファイバ接続料を再算定するとともに、乖離額調整制度については、「乖離額調整により接続料水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、乖離額を複数の算定期間に分けて接続料原価に算入する」など予見可能性の確保にも配慮して修正を行っており、申請案どおり認められるべきであると考えております。</p> <p>(NTT東日本、NTT西日本)</p>	
<p>意見8 乖離額調整制度を導入するのであれば、接続事業者が参入可能なより低廉な接続料の設定を行うべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ NTT東西のリスク負担軽減となる乖離額調整制度を導入するのであれば、接続事業者が参入可能なよ</p>	<p>—</p>	<p>(考え方7に同じ)</p>

り低廉な接続料金の設定を行うべきであると考えます。 (イー・アクセス、イー・モバイル)		
意見9 2011年度以降の次期加入光ファイバ接続料については、乖離額調整制度を認めないことを前提に、改めて算定の在り方を十分に議論すべき。	再意見9	考え方9
○ 2011年度以降の次期加入者光ファイバ接続料については、乖離額調整制度は認めないことを前提に、改めて算定の在り方を十分に議論することが必要であると考えます。 (KDDI)	—	(考え方6に同じ)

4. その他

意見10 加入光ファイバに係る接続料の低廉化及び分岐端末回線当たりの接続料設定に関する見直しを検討・実施すべき。	再意見10	考え方10
○ FTTHサービスにおける公正競争の確保のためには、加入者光ファイバ(1芯単位)の接続料水準の見直しに加え、投資リスクの扱い及びモラルハザード的な利用の防止等の課題を踏まえつつ、OSU専用によるシェアドアクセスの1分岐端末回線単位の接続料設定について検討を進めることが必要です。 (KDDI)	○ FTTHサービスにおける公正競争の確保のためには、シェアドアクセスの1分岐端末回線単位の接続料設定についての検討を進めることが必要です。 (KDDI)	(考え方2に同じ)
○ 光アクセスサービスについては、現状 NTT 東西が70%超のシェアを確保した独占的状态となっているため、四半期毎のシェア調査などにより NGN 接続ルール答申及び光ファイバ接続料答申に基づく措置による改善効果が確認できない場合には、加入光ファイバに係る接続料の低廉化及び分岐端末回線当たりの接続料設定に関する見直しを即時に実施すべきと	○ 光アクセスサービスの公正な競争環境を確保するためには、NTT 東西殿の加入光ファイバを公正に利用し得る接続ルールの整備が必須であり、その実現にあたっては、加入光ファイバに係る接続料金の低廉化と NTT 東西殿を含めた OSU 共用を前提とした分岐端末回線当たりの接続料設定の両方が必要であると考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバン	

<p>考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>クモバイル)</p> <p>○ シェアドアクセス方式の加入ダークファイバについては、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成 20 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について」に係る答申および「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」に係る答申により、接続ルール自体の見直しは行わずダークファイバ需要予測を修正したうえで加入者光ファイバに係る接続料の低廉化を行うこととされましたが、OSU の共用または専用による 1 分岐端末回線単位での接続料設定を実現することも FTTH サービスの促進に資するものと考えます。</p> <p>新規参入を企図する事業者からの要望に対して、今後技術的な実現性と具体的な経済負担の検証を十分に進め、適切な期間・費用での実現を目指すことが望ましいと考えます。</p> <p>FTTH サービス促進のためにも接続ルールを確立し、公正有効競争が図れる自由市場を実現することが必要であると考えます。</p> <p>(ビック東海)</p> <p>○ OSUの共用については、以下のような問題があるため、困難であると考えます。</p> <p>①分岐方式は、新サービスの提供等に伴い、過去 6年間で4回変更しており、今後も追加的な新サービスの提供に伴い変更が想定されることから、現行の装置や分岐数を固定的に捉えOLT等を共用することは、今後の新サービスの提供が困難となり、お客様利便の向上に支障が生じること。</p>	
--	---	--

- ②OLT等を複数事業者で共用することは、新サービスのタイムリーな提供が困難になることや、そもそも異なるサービスポリシーを持つ会社間で共通のルール作りが困難なことが想定されることなどから、お客様への「安心・安全・信頼性の高いサービス」の提供に支障が生じること。
- ③他事業者は当社と同様なアクセスサービスを提供することが可能であること。また、他事業者は、約900万のブロードバンドユーザを有しており、営業上もその顧客基盤を活用して、効率的なサービス提供が十分可能であること。他事業者同士で共用すれば、さらに効率的なサービス提供が可能であること。
- ④設備競争している各社も、当社と同様に、サービス競争の阻害、設備競争の否定となり、結果としてFTTHの普及拡大を阻害するといった懸念を持っていること。

また、OSUを専用した上で分岐端末回線単位の接続料を設定することについても、以下のような問題があるため、実施すべきでないと考えます。

- ①使用設備に応じた適正なコスト負担が崩れるため、設備を効率的に利用するインセンティブが働かない(使用効率の高い事業者が低い事業者のコストを肩代わりする。)こととなり、競争環境を歪めること。
- ②「基本料」を意図的にコスト以下にすると、ダークファイバよりもコスト的には高いにも関わらず、品質が同じで安く借りることができることとなるため、不経済な利用形態を助長することになること。

こうした点を踏まえ、分岐端末回線単位の貸し出しについては、「次世代ネットワークに係る接続

ルールの在り方(答申)」(平成20年3月27日情報通信審議会)において、「今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当」とされており、当社としては実施すべきでないと考えます。

(NTT東日本)

- OSU専用／OSU共用による1分岐端末回線単位の接続料設定はいずれも、「営業努力して収容効率を高めた事業者に相乗りすることでリスクを軽減して商売したい。」というものです。営業努力をして収容効率を高めなくても、1ユーザあたりコストが先行事業者と同水準になるような仕組みを採り入れることは、当該他事業者がフリーライドすることになり、健全な競争環境を歪め、自ら投資するよりも借りた方が得になる状況を更に助長することになり、当社だけでなく、電力系事業者やCATV事業者の投資インセンティブも失われ、誰も光ファイバ等投資を行わなくなり、結果、設備競争が阻害され、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図っていくことができなくなると考えます。このような競争政策を推進した場合、各社のIPブロードバンドネットワークの利点を生かした多彩なサービスの実現を困難にし、お客様利便の向上につながらないと考えます。

また、OSUを専用した上で、接続料の設定上の工夫で対応する案については、①使用設備に応じた適正なコスト負担が崩れるため、設備を効率的に利用するインセンティブが働かない(使用効率の高い事業者が低い事業者のコストを肩代わりさせられる)こととなり、競争環境を歪める、②「基本料」を意図的にコスト以下にすると、ダークファイバよりもコスト的には高いにもかかわらず、品質が同

	<p>じで安く借りられることになるため、不経済な利用形態を助長することになる点で問題が大きいため、不適當であると考えます。</p> <p>こうした点を踏まえ、分岐端末回線単位の貸し出しについては、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方(答申)」(平成20年3月27日情報通信審議会)において、「今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適當」とされており、当社としては実施すべきでないと考えます。</p> <p>(NTT西日本)</p>	
意見11 シェアドアクセスについては、公正競争の確保及びFTTHの普及促進のため、NTT東西を含む複数事業者間で共用することが必須。	再意見11	考え方11
<p>○ シェアドアクセスについては、OSU共用も1分岐端末回線単位の接続料設定を実現する方法の一つとなります。その際は、公正競争の確保及びFTTHの普及促進のため、NTT東・西を含む複数事業者間で共用することが必須の条件となるものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	—	(考え方2に同じ)
意見12 NTT東西の独占的状態の改善が確認できない場合には、2010年に検討することとされているNTTの在り方に係る議論を前倒すべき。	再意見12	考え方12
<p>○ NTT 東西の独占的状態の改善が確認できない場合には、光アクセスサービス市場における NTT 東西の独占的状態が解消できなくなる前に抜本的に公正競争環境を整備していくことが必要となるため、前述の見直しと平行して、2010 年に検討することとされている NTT の在り方に係る議論を前倒して実施すべきと考えます。</p>	<p>○ 光アクセスサービスにおける NTT 東西の独占状態が改善しない若しくは改善が見込めない場合は、次期接続料算定のタイミングまで待つことなく、即時に加入光ファイバ接続料の低廉化及び分岐端末回線あたりの接続料設定に関する見直しを実施すべきであり、さらにこの見直しと併行して、公正競争環境を抜本的に整備するために、2010 年に検討することとしている NTT 殿のあり方</p>	<p>○ 本意見は、NTTの組織問題に関するものであり、本件に直接関連するものではない。</p> <p>なお、NTTの組織問題については、平成18年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、ブロードバンドの普及状況やNTTの中期経営戦略の動向などを見極めた上で2010年の時点で検討を行い、その後速やかに結論を得ることとされている。</p>

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	に関する議論を前倒して実施すべきと考えます。 (ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
----------------------------------	--	--